

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

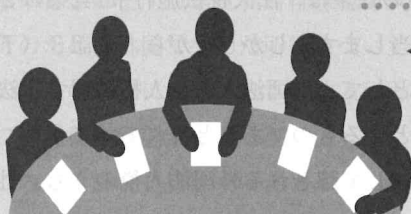
地方税

裁判裁決

その他

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第96回> 補助金確定が翌期になる場合の圧縮記帳・
税額控除又は特別償却限度額計算

..... 大阪勉強会グループ 著
(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第95回)はNo3814(令和6年8月19日号)に掲載いたしました。]

設備取得

扱いの明
かりかね

sample

sample

sample

1 はじめに

濱田) 設備投資を

うのは、最近当たり

ただ、設備投資系の

上の注意事項につい

分な場合もあるようです。

内藤) 今回は、その中でも、設備取得が先行
して、補助金確定が翌期にずれこむ場合の処理

もいつなのか、という問題ですね。

村木) 申請・交付決定・確定通知・入金の各

sample

sample

sample

わけですね。

濱田) 2つめは、圧縮記帳の時期と額ですね。

白井) 基本事項の話のような気もしますが、
のでしょうか。

sample

sample

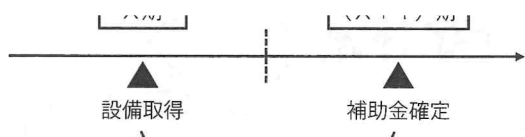
sample

で、申告書別表の
と思います。

額控除又は特別償

却の処理で、実はこれが今回の話のメインで
す。

村木) パーリ ... ケフマン ... を經由して通達が



白井) 最も
ターンの補

sample

sample

sample

岡野) ここでは論点が3つあって、1つめ
は、設備投資系補助金の収益計上時期がそもそ

間いです。